

豊中市子育て世帯住替え助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市住宅協会（以下「本協会」という。）が豊中市居住支援協議会会則第2条の目的に則り、子育て世帯が行う民間賃貸住宅への住替えに係る初期費用の一部を助成することにより、子育てしやすい居住環境づくりを促進し、経済的な負担を緩和するとともに、空き家の有効活用や既存住宅の流通促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 申請者若しくはその配偶者が、扶養義務者(民法(昭和29年法律第89号)第877条に定めるものをいう。)として扶養する、住替え後の住宅への入居時点で18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者(以下「子ども」という。)がいる世帯又は妊娠している者がいる世帯
- (2) 被保護者等 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (3) ひとり親家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない(死別、離婚、配偶者の生死不明、又は婚姻によらないで母となった等)女子又は男子で、子どもを扶養している者

(募集方法)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付の対象者(以下「助成対象者」という。)は、公募により募集する。

(助成対象者)

第4条 子育て世帯が住替える場合で、次のいずれにも該当する場合は、住替えにかかる経費について助成の対象とする。

- (1) 子ども又は妊娠している者がいる世帯

- (2) 転居後の住宅が豊中市内で、申請者又は同居者が所有者と賃貸契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く。）
- (3) 転居後の住宅が豊中市内で、次のいずれにも該当すること。
 - ア 別表第1に示す面積以上の専用面積を有する住宅であること。
 - イ 昭和56年6月1日以降に建築された、新耐震基準相当を満たす住宅であること。
- (4) 世帯員全員が、被保護者等でないこと。
- (5) 世帯員全員が、豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去に本要綱に基づく助成金を受けていないこと。ただしやむを得ない事情があり本協会理事長が認めた場合はこの限りでない。

（助成対象経費）

第5条 助成の対象とする経費は、子育て世帯が転居のために事業者を支払った費用で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 礼金
- (2) 仲介手数料
- (3) 火災保険料
- (4) 家賃債務保証料
- (5) 鍵交換費用
- (6) その他本協会理事長が認めた経費

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に3分の2を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

- 2 助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 ひとり親家庭の助成金の上限額は、第1項の限度額に5万円を加えた額とする。

(助成金の対象期間)

第7条 転居日が当該年度の4月1日から1月末日までとする。

(助成金の交付申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、豊中市子育て世帯住替え助成金交付申請書兼誓約書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、豊中市住宅協会に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(世帯主との続柄が記載され、転居後の住所に変更済みのもの。)
- (2) 転居後の住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 転居後の住宅の面積及び竣工年月日が分かる書類又は住宅の面積及び竣工年月日を証する書類
- (4) 助成対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類(見積書及び領収書並びに振込書又は通帳の写し等)
- (5) 妊娠している者がいる世帯の場合は、該当する子どもの母子手帳
- (6) その他本協会理事長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定等)

第9条 本協会理事長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第4条から第7条までに規定する要件に適合していると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を決定して交付を決定し、豊中市子育て世帯住替え助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査により、助成金を交付することが不相当と認められたときは、豊中市子育て世帯住替え助成金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、豊中市子育て世帯住替え助成金交付請求書(様式第4号)を助成金交付決定通知日の属する年度の2月末日までに本協会理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第11条 本協会理事長は、交付決定者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条第1項第6号に規定するものに該当することが判明したとき。
- (3) 本協会理事長の指示に従わないとき。

2 本協会理事長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を豊中市子育て世帯住替え助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該交付決定者へ通知しなければならない。

3 交付決定者は、前2項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消された場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部を本協会理事長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本協会理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から実施する。

別表第1 転居後の住宅の専用面積（第4条第3号関係）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
専用面積	30 m ²	40 m ²	50 m ²	57 m ²	66 m ²

備考

1. 6人を超える場合は次の算出式による。

$$\text{専用面積} = (10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \times 0.95$$
2. 妊娠している者は1.5人とみなす。
3. 子どもが6歳未満の場合は、0.5人として上記の算出式による。

様式第 1 号

豊中市子育て世帯住替え助成金交付申請書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 豊中市住宅協会理事長

申請者

ふりがな		転居日	令和 年 月 日
氏名		電話	(日中連絡可能な番号を記入してください) ・ ・
メール	(大文字と小文字は区別し、正しく記入してください。)		
住所	(〒 -) 豊中市		

豊中市市子育て世帯住替え助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

また、下記の【誓約事項】に掲げる助成対象者の要件に該当していることを誓約します。

【誓約事項】

チェック

- 豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者ではありません。
- 転居後の住宅は、申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅ではありません。
- 申請内容に虚偽があった場合には、当該助成金の一部又は全部を会長に返還し、一切異議を申し立てません。

1 住替え後の世帯の状況

- 転居日時点で妊娠中（該当する方はチェックして下さい。）
 転居日時点でひとり親家庭世帯（該当する方はチェックして下さい。）

	ふりがな	続柄	生年月日
	氏名		
1		本人 (申請者)	年 月 日 (歳)
2			年 月 日 (歳)
3			年 月 日 (歳)
4			年 月 日 (歳)
5			年 月 日 (歳)
6			年 月 日 (歳)

2 助成対象経費

(審査欄) ※記入しないでください。

礼金	円	円
仲介手数料	円	円
火災保険料	円	円
家賃債務保証料	円	円
鍵交換費用	円	円
その他費用	円	円
合 計	円	円

※必要な添付書類

- 転居後の世帯全員の住民票（世帯主との続柄が記載されているもの）
- 転居後の住宅の賃貸借契約書の写し
- 転居後の住宅の面積及び竣工年月日が分かる書類
- 助成対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類
- 妊娠している者がいる世帯の場合は、該当する子どもの母子手帳

様式第 2 号

豊中市子育て世帯住替え助成金交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市住宅協会理事長

年 月 日付けで申請のありました、豊中市子育て世帯住替え助成金について、次のとおり助成額を決定しましたので、豊中市子育て世帯住替え助成金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

助成金の名称	豊中市子育て世帯住替え助成金
助成金交付決定額	円

【交付の条件】

- (1) 豊中市子育て世帯住替え助成金交付要綱第 11 条第 1 項各号の規定に該当する事由があった場合は、交付決定を取り消します。

様式第 3 号

豊中市子育て世帯住替え助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

豊中市住宅協会理事長

年 月 日付けで申請のありました、豊中市子育て世帯住替え助成金について、次のとおり交付しないことを決定しましたので、豊中市子育て世帯住替え助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

助成金の名称	豊中市子育て世帯住替え助成金
不交付の理由	

様式第 4 号

豊中市子育て世帯住替え助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 豊中市住宅協会理事長

豊中市子育て世帯住替え助成金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

(交付請求者)

氏名	
住所	〒 豊中市
電話番号	
メールアドレス	

(請求金額)

請求金額					0	0	円	交付決定額のとおり
------	--	--	--	--	---	---	---	-----------

(助成金の振込先)

金融機関コード		金融機関	
店番号		支店名	

預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
------	---	------	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ	
口座名義	

※交付申請者、交付請求者、口座名義人は同一名義でお願いします。

様式第 5 号

豊中市子育て世帯住替え助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

豊中市住宅協会理事長

年 月 日付けで交付決定した豊中市子育て世帯住替え助成金について、次のとおり交付決定を取り消すこととなりましたので、豊中市子育て世帯住替え助成金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき通知します。

助成金の名称	豊中市子育て世帯住替え助成金
交付決定取消額	円
交付決定取消しの理由	